令和6年(行ケ)第19号 人口比例選挙請求事件 原告 鶴本 圭子 外116名 被告 東京都選挙管理委員会 外10名

準備書面(2)

令和6年12月24日

東京高等裁判所第24民事部 御中

| 原告ら訴訟付 | 弋理人弁護士 | 升 | 永 | 英 | 俊 |
|--------|--------|-----|---|----|----------|
| 同 | 弁護士 | 久 保 | 利 | 英 | 明 |
| 同 | 弁護士 | 伊 | 藤 | | 真 |
| 同 | 弁護士 | 黒 | 田 | 健 | <u>-</u> |
| 同 | 弁護士 | 江 | 口 | 雄一 | 郎 |
| 同 | 弁護士 | 田 | 辺 | 克 | 彦 |
| 同 | 弁護士 | 石 | 渡 | 進 | 介 |
| 同 | 弁護士 | 森 | Ш | | 幸 |
| 同 | 弁護士 | 山 | 中 | 具 | 人 |
| 同 | 弁護士 | 平 | 井 | 孝 | 典 |
| 司 | 弁護士 | 多 | 田 | 幸 | 生 |

| | 目次 |
|------|--|
| ΙA | 被告の『「本件選挙区割り」は、違憲状態でない』旨の主張(本書 1~6 頁) 1 |
| ΙB | 上記 I A(本書 1~6 頁)の被告の主張に対する原告の反論(本書 7~12 頁) |
| II A | 被告の「合理的期間」が未徒過である旨の主張(本書 13~14 頁)13 |
| IΙΒ | 上記 I A の被告の主張に対する原告の反論(本書 15~22 頁)15 |
| | |

IA 被告の『「本件選挙区割り」は、違憲状態でない』旨の主張(本書

1~6頁)

被告は、その答弁書の「被告の主張」において、下記**1(要旨)**(本書1~2頁); **2 (詳説)** (本書2~6頁) を主張する。

- 1 被告主張(要旨)(本書 1~2頁)
 - 「(2) 本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲 法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないこと(後記3)

前記(1)の判断枠組みの下で、本件区割規定の定める本件選挙区割りが、違憲状態に至っているか否かについて見ると、新区割制度は、投票価値の平等の要請を、国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において調和的に実現させるとともに、これを安定的に継続させることのできるものであるから、合理的なものであるということができる。また、新区割制度の整備は、平成23年から平成27年までの各大法廷判決が国会に対して求めてきた立法措置の内容に適合するものであって、新区割制度が合理性を有することは、平成30年大法廷判決及び令和5年大法廷判決も肯定しているところである。

このように**合理性**の認められる**新区割制度**により改定された選挙区割りについては、原則として憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえず、選挙区間の**較差**が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない**新たな要因**によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど**著しいもの**であるといった事情があるときに初めて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものというべきである。

しかし、新区割制度により改定された本件選挙区割りについて、上記のような事情があるということはできない。

したがって、本件区割規定の定める本件選挙区割りが、憲法の投票価値 の平等の要求に反する状態に至っていたということはできない。」 (強調 引 用者)

2 被告主張(詳説)(本書 2~6 頁)

「3 本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法 の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないこと

前記2の判断枠組みの下で、本件区割規定の定める木件選挙区割りが、 違憲状態に至っているか否かについて見ると、以下のとおり、本件選挙区 割りが、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものとい うことはできない。

- (1) 新区割制度は、国会が正当に考慮することができる他の政策目的ない し理由との関連において、投票価値の平等の要請を調和的に実現する とともに、これを安定的に継続することのできる合理性を有するもの であり、新区割制度の整備は、平成23年から平成27年までの各大法延 判決が繰り返し国会に求めてきた立法的措置の内容に適合するもので あって、平成30年大法廷判決及び令和5年大法廷判決もその合理性を 肯定していること
 - ア 新区割制度が合理性のあるものであること
 - (ア) 各都道府県の区域内の選挙区の数の配分についてアダムズ方式が採用 されたことには十分な合理性があること (略)
 - (イ) 区画審による選挙区割りの改定案の作成が10年又は5年の間隔で行われるものとされていることには十分な合理性があること

(略)

(ウ) 選挙区割りの改定に当たって、選挙区間の最大較差(人口)を2倍未満とするものとしていることには合理性があること

新区割制度においては、選挙区割りの改定に当たり、選挙区間の最大較差(人口)は2倍未満とするものとされているところ、国会が正当に考慮できる事情も考慮しつつ、選挙区間の投票価値の較差を2倍未満から更に大幅に縮小させることには、以下のとおり、①都道府県への議席配分段階における制約及び②都道府県内における個々の選挙区割りの決定の段階における制約があり、これらの制約の存在からすれば、2倍未満という数値が用いられていることには十分な合理性がある。

(略)

- イ 新区割制度の整備は、違憲状態を指摘してきた平成23年から平成27年までの各大法廷判決が国会に求めていた立法的措置の内容に適合するものであり、新区割制度の合理性は平成30年大法廷判決及び令和5年大法廷判決も肯定していること
- (ア) 平成23年から平成27年までの各大法延判決が国会に求めていた立法 措置の内容

(略)

(イ) 新区割制度の整備により平成23年から平成27年までの各大法廷判決が国会に求めていた立法的措置の内容が実現されており、新区割制度が合理性を有するものであることは平成30年大法廷判決及び令和5年 大法廷判決も認めていること

(略)

(2) 新区割制度により改定された本件選挙区割りは憲法の投票価値の平 等の要求に反するものではないこと ア 新区割制度により改定された選挙区割りは、投票価値の較差が拡大 しても、制度の合理性を失わせるほど著しい較差を生じさせているな どの特段の事情のない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反するも のではないこと

(略)

イ 本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものではないこと

前記アの令和5年大法廷判決における判示等を踏まえ、本件区割規定の定める本件選挙区割りについて見れば、まず、令和3年選挙時から本件選挙時に至るまで新区割制度に変更はなく、また、前記第3の4(23)のとおり、本件選挙区割りは、新区割制度により改定されたものであるから、前記アの①の事情や同②の事情がない限り、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということはできない。

そこで、まず前記アの①の事情について見るに、令和4年改正時における選挙区間の較差が、本件選挙時において拡大していることについては、人口異動のほかには、その要因となる事由は見当たらず、本件選挙時における較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情は認められない。

続いて、前記アの②の事情について見ると、前記第3の4(24)のとおり、本件選挙当日における選挙区間の最大較差(選挙人)は鳥取県第1区と北海道第3区との間の1対2.059であり、鳥取県第1区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は10選挙区であったにとどまる。これらの数値は、投票価値の較差の拡大の程度が著しいものとはいえないと判示した令和5年大法廷判決に係る令和3年選挙当日の選挙区間の最大較差(選挙人)が2倍以上となってい

る選挙区数29といった数値(前記第3の4(21))をいずれも下回るものであるから、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものといえないことは明らかである。上記のとおり、本件選挙当日においては、選挙区間の最大較差(選挙人)が2倍以上となっているが、前記第4の3(13)のとおり、選挙区割りの改定後の人口異動により、選挙区間の最大較差が2倍以上となる事態が生じ得ることは、新区割制度においても想定されていることであり、また、上記較差については、令和7年に実施される予定の簡易国勢調査の結果を踏まえて2倍未満となるように是正されることとなっている。このような制度に合理性が認められることは、令和5年大法廷判決が判示するとおりである。そうすると、上記のとおり本件選挙当日における選挙区間の最大較差(選挙人)が2倍以上となっているということが、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると評価する根拠となるものではない。

したがって、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということはできない。

ウ 区画審設置法3条1項及び4条2項が、令和7年簡易国勢調査までの期間を通じて選挙区間の最大較差(人口)が2倍以上とならないような選挙区割りの改定案の作成を求めているとする原告らの主張に理由がないこと

原告らは、区画審設置法3条1項、4条2項が、本件区割改定案について、令和7年簡易国勢調査までの期間を通じて、選挙区間の最大人口較差が2倍以上とならないようにすることを求めていると主張する(原告らの令和6年11月19日付け準備書面(1)・19ないし21ページ)。

しかし、区画審設置法3条1項は、均衡を図るべき各選挙区の人口について、直前の大規模国勢調査の結果による日本国民の人口であるこ

とを明記する一方、その後の人口動態の変動そのものについては何ら 規定しておらず、また、同法4条2項は、同条1項にいう大規模国勢調 査が行われた年から5年目に当たる年に実施された簡易国勢調査の結果 を踏まえて審議会が行うべき勧告について規定したもので、同項の大 規模国勢調査から同条2項の将来の簡易国勢調査までの期間の人口動態 について何ら規定していないから、原告ら主張にかかる各規定は、い ずれも、大規模国勢調査から簡易国勢調査の人口動態について考慮し なければならないことを規定したものではない。したがって、原告ら の上記主張は理由がない。

なお、原告らは、平成28年改正法附則2条3項1号ロが上記主張の根拠となる旨主張する。しかし、同号ロは、同項柱書が、「(前略)平成27年の国政調査の結果に基づく改定案の作成は、区画審設置法3条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって行わなければならない。」(傍点は引用者)と規定するとおり、新区割制度による選挙区割りの改定案の作成が平成32年(令和2年)の大規模国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定案の作成が、選挙区間の較差拡大の要因とされた1人別枠方式が完全に解消されることとなる新区割制度導入前の緊急是正措置として行われることとなることも考慮して、選挙区間の較差について特に配慮し、これを補完する趣旨で、規定されたことが明らかである。したがって、原告らの主張は、平成28年改正法附則2条3項1号ロの趣旨やその規定内容を正解しないものであって理由がない。」(強調引用者)

(以下、余白)

- **ⅠB 上記 ⅠA**(本書 1~6 頁)の被告の主張に対する原告の反論(本書 7~12 頁)
 - 1 被告主張(要旨)に対する原告の反論(本書 7~10 頁)
 - (1) (本書 7~8 頁)

令和5年大法廷判決は、

最高裁平成30年(行ツ)第153号同年12月19日大法廷判決・ 民集72巻6号1240頁(以下「平成30年大法廷判決」という。) は、平成29年選挙当時の本件選挙区割りについて、各都道府県への定 数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行うこと によって選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定 的に持続するよう立法措置を講じた上で、同方式による定数配分がされ るまでの較差是正の措置として0増6減の措置や選挙区割りの改定を行 うことにより、選挙区間の選挙人数等の最大較差を縮小させた(1対 1.979 引用者注)ものであり、投票価値の平等を確保するという要請 に応えつつ、選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図っ たものと評価することができるとした。そして、平成30年大法廷判決 は、平成29年改正法までの**立法措置の内容やその結果縮小した較差の** 状況 (1対 1.979 引用者注) を考慮すると、平成 2 9年選挙において、 1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数に変更がなく これとアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分され ることとなる定数を異にする都道府県が存在していることをもって本件 選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するということはでき ず、平成29年選挙当時には**新区画審設置法3条1項の<mark>越</mark>宣に沿った** 選挙制度の整備が実現されていたということができるから、平成28年 改正法及び平成29年改正法による選挙区割りの改定等は、国会の裁量 権の行使として合理性を有するというべきであり、平成27年大法廷判決が平成26年選挙当時の選挙区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができるとし、平成29年選挙当時において本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできないと判示した。

(略)

(2) 平成30年大法廷判決は、上記の基本的な判断枠組みに立った上で、 平成29年選挙当時の本件選挙区割りについて、前記2(7)のとお り、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に 持続するよう新区割制度が設けられた上、平成28年改正法の附則の規 定により、0増6減の措置を前提に次回の大規模国勢調査が行われる平 成32年(令和2年)までの5年間を通じて選挙区間の人口の較 差が 2 倍未満となるよう本件選挙区割りが定められ、これにより同選挙 当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が縮小したこと(1対 1.979 引用者注)をもって、投票価値の平等を確保するという要請に応 えつつ選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったもの と評価し、このように、新**区割制度**及び本件選挙区割りから成る合理的 な選挙制度の整備が既に実現されていたことから、いまだアダムズ方式 による各都道府県への定数配分が行われておらず、1人別枠方式を含む 旧区割基準に基づいて配分された定数に変更がなくこれとアダムズ方式 により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を 異にする都道府県が存在しているとしても、憲法の投票価値の平等の要 求に反する状態は解消されたものと評価することができる**と判示したも**

と判示する(民集77巻1号18~21頁、里28)。

のである。」(強調 引用者)

- (2) 令和5年大法廷判決は、
 - (『平成 29 年衆院選の各選挙区間の最大有権者数較差が 1.979 倍であり、各選挙区間の最大有権者数較差・2 倍未満であることを踏まえたうえで、「新区画審設置法3条1項の超旨に沿った選挙制度の整備が実現されていた」
 (強調 引用者) 』旨判示した) 平成30年大法廷判決(衆)の当該判示を肯定していると解される。
- (3) 換言すれば、令和 5 年大法廷判決(衆)は、「平成30年大法廷判決は、平成29年改正法までの立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況(1 対 1.979 引用者注)を考慮すると、(略)平成29年選挙当時には新区画審設置法3 条1項の [2] に沿った選挙制度の整備が実現されていたということができる」 (強調 引用者) 旨判示した平成 30 年大法廷判決(衆)の同判示を肯定している。

平成30年大法廷判決(衆)及び令和5年大法廷判決(衆)の上記2つの 判示に照らし、平成30年大法廷判決(衆)及び令和5年大法廷判決(衆) はいずれも、『【選挙日での各選挙区間の最大有権者数較差が、2倍未満 であること】が「区画審設置法」3条1項の超量である』旨判断している と解される。

- (4) 本件選挙では、各選挙区間での最大有権者数較差は、2.059 倍(即ち、2 倍以上)である。
- (5) 上記 I A 1 の被告の主張(要旨) (本書 1~2頁) は、議論の前提たる【平成 29 年衆院選についての平成 30 年大法廷判決 (衆) においては、各選挙区間 の最大有権者数較差が、1.979 倍であった事実】を無視しており、論理に飛躍があり、無理な議論である。

したがって、被告の当該議論は、採用さるべきではない。

(6) ①「区画審」が、2025年の国勢調査時の**見込人口**を用いて、「本件区割規定」「改定案」を「作成」勧告し、かつ②国会が、これに基づいて「本件区割規定」を立法すれば、国会は、「本件選挙」の各選挙区間の最大有権者数較差が、2倍以上になることを回避できた可能性がある。

国会及び「区画審」は、当該回避の可能性があるにも拘わらず、①「区画審」が、2025年の国勢調査時の見込人口を用いて、「本件区割規定」「改定案」を「作成」勧告し、かつ②国会が、これに基づいて「本件区割規定」を立法することを**怠った**。

したがって、国会は、その責任を取るべきである。

2 被告主張(詳説)に対する原告の反論(本書 10~12 頁)

- (1) 令和5年大法廷判決(衆)(<u>甲28</u>)は、令和3(2021)年衆院選につき、
 - 「本件選挙は、平成29年選挙と同じく本件選挙区割りの下で行われたものであるところ、その後、更なる較差是正の措置は講じられず、本件選挙当時には、前記2(8)のとおり、選挙区間の較差は平成29年選挙当時よりも拡大し、選挙人数の最大較差が1対2.079になるなどしていた。しかしながら、新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとしているのであり、新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割りの下で拡大した較差も、新区割制度の枠組みの中で是正されることが予

定されているということができる。このような制度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりであり、上記のような本件選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということはできない。」 (強調 引用者)

と判示した(民集77巻1号21頁)。

(2) 上記(1) (本書10~11頁) の

「このような制度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりであり、上記のような本件選挙区割りの下で較差が拡大(各選挙区間の最大有権者数較差・1.979 倍 ⇒ 同 2.079 倍に拡大 引用者注)したとしても、当該較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものというべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しいものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至ったものということはできない。」 (強調 引用者)

の文言(以下、文言Bともいう)は、専ら、上記(1)の赤下線部分の「新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割りの下で拡大した較差(各選挙区間の最大有権者数較差・1.979 倍 ⇒ 同 2.079 倍に拡大 引用者注)も、新区割制度の枠組みの中で是正されることが予定されているということができる。」の文言(以下、文言Aともいう)に関係して記述されたものである。

- (3) 上記(1) (本書 10~11 頁) の令和 5 年大法廷判決 (衆) の赤下線部分 (即ち、文言A) 及び縁下線部分 (即ち、文言B) の判示に関する被告の主張は、令和 3 (2021) 年衆院選 (但し、各選挙区間の最大有権者数較差・1.979 倍 (即ち、2 倍未満)) についての令和 5 年大法廷判決 (衆) の上記(1) (本書 10~11 頁) 記載の緑下線部分の文言Bを、「本件選挙」日で各選挙区間の最大有権者数較差・2.059 倍 (即ち、2 倍以上) の本件選挙との関係で主張しているが、各選挙区間の最大有権者数較差が 2 倍未満であることを要求する「区画審設置法」3条1項の趣旨を無視するものであって、論理に飛躍があり、無理な主張である。
- (4) 令和5年大法廷判決(衆)は、「平成30年大法廷判決は、平成29年改正 法までの立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況(1対1.979 引用者 注)を考慮すると、(略)平成29年選挙当時には新区画審設置法3条1項の に沿った選挙制度の整備が実現されていたということができる」旨判示し、 平成30年大法廷判決(衆)の同判示を肯定している。

平成30年大法廷判決(衆)及び令和5年大法廷判決(衆)の上記2つの 判示に照らし、平成30年大法廷判決(衆)及び令和5年大法廷判決(衆) はいずれも、『【選挙日での各選挙区の間の最大有権者数較差が、2倍未満 であること】が「区画審設置法」3条1項の超言である』旨判断していると 解される。

(以下、余白)

IIA 被告の『「合理的期間」が未徒過である』旨の主張(本書 13~14頁) 被告は、答弁書第4 4で、

(2) **国会が、本件選挙時までに本件区割規定の定める本件選挙区割りが違憲** 状態であると認識することができなかったことなどからすれば、憲法上要求 される合理的期間内に是正がされなかったと評価することはできないこと

前記(1)の判断枠組みを前提として本件について見ると、前記第3の4(22) のとおり、令和5年大法廷判決は、「新区割制度は、選挙区の改定をしても その後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然 の前提としつつ、選挙制度の安定性も考慮して、10年ごとに各都道府県への 定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正することとし ているのであり、新区割制度と一体的な関係にある本件選挙区割り(引用者 注: 平成 29 年改正後の選挙区割り) の下で拡大した較差も、新区割制度の枠 組みの中で是正されることが予定されているということができる。このよう な制度に合理性が認められることは平成 30 年大法廷判決が判示するとおり であり、上記のような本件選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該 較差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものとい うべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しい ものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する 状態に至ったものということはできない。」 (民集 77 巻 1 号 21 及び 22 ペ ージ)とした上で、「本件選挙(引用者注:令和3年選挙)当時における選 挙区間の投票価値の較差は、自然的な人口異動以外の要因によって拡大した ものというべき事情はうかがわれないし、その程度も著しいものとはいえな いから、上記の較差の拡大をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時におい て憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものということは できない。」(同 22 ページ)と判示した。

そして、本件選挙は、上記のとおり判示した令和5年大法廷判決後に初めて行われた衆議院議員総選挙であり、しかも、前回の衆議院議員総選挙である令和3年選挙後には、令和5年大法廷判決において合理性が認められた新区割制度に基づき作成された区割改定案に沿った令和4年改正が行われているのであるから、仮に、本件区割規定の定める本件選挙区割りが違憲状態に至っているとしても、国会において、そのことを認識すべき契機は一切存在せず、その状態を認識し得ない状況であったことは明らかである。

以上のとおり、国会において、本件選挙までに、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるということは**全く認識し得ない状況**にあったのであるから、本件選挙区割りについて憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえないことは明らかである。

と主張する。

(以下、余白)

- **Ⅱ** B 上記 **Ⅱ** A (本書 13~14 頁) の被告の主張に対する原告の反論(本書 15~22 頁)
 - **1** <u>令和 5 年大法廷判決(衆)(甲 28)は、令和 3(2021)年衆院選につ</u>き、

「本件選挙は、平成29年選挙と同じく本件選挙区割りの下で行われたもので あるところ、その後、更なる較差是正の措置は講じられず、本件選挙当時に は、前記2(8)のとおり、選挙区間の較差は平成29年選挙当時よりも拡大し、 選挙人数の最大較差が1対2.079になるなどしていた。しかしながら、 新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投 票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提としつつ、選挙制度の安定性も 考慮して、10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行う こと等によってこれを是正することとしているのであり、新区割制度と一体 的な関係にある本件選挙区割りの下で拡大した較差も、新区割制度の枠組み **の中で是正されることが予定**されているということができる。このような制 度に合理性が認められることは平成30年大法廷判決が判示するとおりで あり、上記のような本件選挙区割りの下で較差が拡大したとしても、当該較 差が憲法の投票価値の平等の要求と相いれない新たな要因によるものとい うべき事情や、較差の拡大の程度が当該制度の合理性を失わせるほど著しい ものであるといった事情がない限り、憲法の投票価値の平等の要求に反する 状態に至ったものということはできない。」 (強調 引用者)

として(民集 77 巻 1 号 21 頁)、**違憲状態ではない**旨判示した。

2 上記令和5年大法廷判決の『令和3 (2021) 年衆院選の各選挙区間・最大有権者数較差・2.079 倍が、(アダムズ方式の完全採用)の「新区画割制度の枠組みの中で是正されることが予定されている」』旨の趣旨は、令和

- 5年大法廷判決(衆)の関係する判示及び平成30年大法廷判決(衆)の関係する判示に照らし、『各選挙区間の最大有権者数較差が2.079倍から2倍未満に是正されることが予定されている』旨の意味であると合理的に解される。
- 3 「本件選挙」では、令和3 (2021) 年衆院選での各選挙区間の最大有権者数較差・2.079 倍が 2.059 倍に僅かに減少したにすぎず、【令和5年大法廷判決(衆)の令和3 (2021) 年衆院選時の各選挙区間の最大有権者数較差は、2.079 倍(即ち、2 倍以上原告ら注)から、上記 2 (本書15~16頁) に記述するとおりの、2 倍未満へ是正】されていない、と解される。
- 4 「区画審」は、「本件区割規定」「改定案」を、令和2 (2020) 年国勢調査人口での各選挙区間の最大人口較差を、(それが、1年も経たないうちに2倍以上に容易に拡大すると統計上合理的に推察される)ギリギリの1.999 倍に設定して「作成」するのではなく、平成27 (2015) 年国勢調査人口による「本件区割規定」「改定案」「作成」に用いた令和2 (2020) 年国勢調査時の見込人口を考慮して、例えば、最大人口較差・1対1.956 に設定すれば、「本件区割規定」「改定案」「作成」の4年強後たる本件選挙時(令和6 (2024) .10.27) でも2倍未満に収まった可能性がある、と統計上合理的に推察される。
- 平成30年大法廷判決(衆)によれば、平成27(2015)年国勢調査人口の当該各選挙区間の最大人口較差が、1.956倍であった(民集72巻6号1265頁)ところ、平成29(2017)年衆院選の選挙当日の各選挙区間の最大有権者数較差は、(2倍未満たる)1.979倍に止まった。

6 【「区画審」が、令和2(2020)年国勢調査人口での各選挙区間の最大人口較差を1.999倍に設定して、「本件区割規定」「改定案」を「作成」するのではなく、令和2(2020)年国勢調査(令和2(2020).10.1)以降本件選挙迄の間に、令和7(2025)年国勢調査時の見込人口を考慮して、例えば、平成27(2015)年国勢調査人口の各選挙区間の最大人口較差・1.956倍と同じ値の1.956倍を設定して「本件区割規定」「改定案」を「作成」し、かつ国会がこれに基づいて「本件区割規定」を立法すること】は、容易にできたことである。

7 (本書 17~20 頁)

(1) 平成 23 (2001) 年~令和 5 (2023) 年の 13 年間の 5 個の大法廷判決 (衆) の、国勢調査人口の各選挙区間の最大人口較差の値及び各選挙日の 各選挙区間の最大有権者数較差の値は、下記表 1 のとおりである。

表 1

| 最高裁大法廷判決(衆) | 国勢調査時 各選挙区間の 最大人口較差 | 選挙日 各選挙区間の最 大有権者数較差 | 判示内容 |
|--|---|---------------------------|---------------|
| ① 令和 5 (2023) 大法廷判决 (民集77 巻1 号19 頁) | 令和 2 (2020) 年 1:2.096 | 1 : 2.079 | 較差是正要 求付合憲 |
| ② 平成 30 (2018) 大法廷判决 (0 增 6 減) (民集72 巻 6 号 1265 頁) | 平成 27 (2015) 年 1:1.956 | 1:1.979 | 合憲 |
| ③ 平成 27 (2015) 大法廷判决 (民集69 巻7 号2063 頁) | 平成 22 (2010) 年 1:1.998 | 1 : 2.129 | 違憲状態 |
| ④ 平成 25 (2013) 大法廷判决 (民集 67 巻 8 号 1519 頁) | 平成 22 (2010) 年 1 : 1.998 | 1 : 2.425 | 同上 |
| ⑤ 平成 23 (2011) 大法廷判决 (民集65 巻2 号776 頁) | 平成 12 (2000) 年 1 : 2.064 | 1 : 2.304 | 同上 |
| (注) 本件選挙 令和 6(2024).10.27 (10 増 10 減) | 令和 2 (2022) 年 1:1.999 | 1 : 2.059 | |

- (2) **一方で、**上記**表 1** の②平成 30 (2018) 年大法廷判決 (衆) は、国勢調査人口の各選挙区間の最大人口較差・1 対 1.956 及び選挙日の各選挙区間の最大有権者数較差・1 対 1.979 の場合について、『違憲状態は、「解消」された』旨判断した。
 - 他方で、上記表 1 の③平成 27 (2015) 年大法廷判決 (衆) は、国勢調査 人口の各選挙区間の最大人口較差・1 対 1.998 及び選挙日の各選挙 区間の最大有権者数較差・1 対 2.219 について、「違憲状態」と判 断し、かつ

同④平成 25 (2013) 年大法廷判決 (衆) も、国勢調査人口の各選挙 区間の最大人口較差・1 対 1.998 及び選挙日の各選挙区間の最大有 権者数較差・1 対 2.425 について、「違憲状態」と判断した。

(3) 上記表1の②平成30(2018)年大法廷判決(衆);③平成27(2015)年大法廷判決(衆);④平成25(2013)年大法廷判決(衆)を見れば、

国会は、

【一方で、(①国勢調査人口の各選挙区間の最大人口較差が2倍未満(1.956倍)であり、かつ②選挙日の各選挙区間の最大有権者数較差が2倍未満(1.979倍)であった)平成30(2018)年大法廷判決(衆) 〈但し、平成29(2017)年衆院選について〉のみが、違憲状態は「解消」された旨の判断をしたが、

他方で、他の2個の大法廷判決(衆) (即ち、上記表 1 の③平成27 (2015) 年大法廷判決(衆) (但し、平成26 (2014) 年衆院選について);同④平成25 (2013) 年大法廷判決(衆) (但し、平成24 (2012) 年衆院選について))が、いずれも、「国勢調査人

口の各選挙区間の最大人口較差は、2 倍未満(いずれも、1.998 倍)であったが、2 選挙日の各選挙区間の最大有権者数較差が2倍 以上(但し、それぞれ、2.129倍;2.425倍)であったため、「違 憲状態」と判断したこと】

を容易に知り得た。

- (4) 「本件選挙」では、①「区画審」が、国勢調査人口での各選挙区間の最大人口較差・1.999 倍で「本件区割規定」「改定案」を「作成」勧告し、かつ②国会がそれに基づいて「本件区割規定」を立法したが、
 - 【① 「区画審」が上記表 1 の②平成 30 年大法廷判決(衆);③平成 27 年大法廷判決(衆);④平成 25 年大法廷判決(衆)の上記の各判示内容を認識することを**怠り**、又は認識してもこれを無視して、令和 2 (2020)年国勢調査人口での各選挙区間の最大人口較差をギリギリの 1.999 倍に設定して「本件区割規定」の「改定案」を「作成」勧告し、かつ
 - ② 国会が、それに基づいて「本件区割規定」を立法したこと】

により、国勢調査から数ヶ月以降令和7(2025)年国勢調査時迄の間、46 道府県の一貫しての人口減少のために、「本件区割規定」において、各選 挙区間の最大人口較差が常に2倍以上になると統計上合理的に推察され る。

(「区画審」のかかる「本件区割規定」「改定案」の「作成」勧告を受けて、それに基づく「本件区割規定」を立法した)国会は、

- 一方で、上記表 1 の②平成 30 年大法廷判決 (衆) (但し、国勢調査人口 の各選挙区間・1.956 倍; 当該選挙日の各選挙区間の最大有権者数 較差・1.979 倍) のみが、違憲状態は「解消」された旨の判断をし たことを認識したが、
- 他方で、【上記表 1 の③平成 27 年大法廷判決(衆)(但し、国勢調査人口の各選挙区間・1.998 倍;当該選挙日の各選挙区間の最大有権者数較差・2.129 倍)及び④平成 25 年大法廷判決(衆)(但し、国勢調査人口の各選挙区間・最大人口較差・1.998 倍;当該選挙日の各選挙区間の最大有権者数較差・2.425 倍))が、いずれも、違憲状態判決であること】を認識せず、
- 逆に、【46 道府県の一貫した人口減少の下に、国勢調査から数ヶ月以降令和7 (2025) 年国勢調査迄の4年強の間、各選挙区間の最大有権者数較差が常に「2倍以上」となること】を認識したうえで、令和2 (2020)年国勢調査人口の各選挙区間の最大人口較差・1.999 倍を設定した「本件区割規定」「改定案」に基づき、「本件区割規定」を立法した、と解される。
- 8 (本書20~21頁)被告は、答弁書61頁で、

「そして、本件選挙は、上記のとおり判示した令和5年大法廷判決後に初めて行われた衆議院議員総選挙であり、しかも、前回の衆議院議員総選挙である令和3年選挙後には、令和5年大法廷判決において合理性が認められた新区割制度に基づき作成された区割改定案に沿った令和4年改正が行われているのであるから、仮に、本件区割規定の定める本件選挙

区割りが違憲状態に至っているとしても、国会において、そのことを認識すべき契機は一切存在せず、その状態を認識し得ない状況であったことは明らかである。

以上のとおり、国会において、本件選挙までに、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるということは**全く認識し得ない状況**にあったのであるから、本件選挙区割りについて憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえないことは明らかである。」(強調 引用者)

と主張する。

しかしながら、国会は、上記 7 (本書 17~20頁)で述べたとおり、上記表 1 の② 平成 30 (2018) 年大法廷判決 (衆);③平成 27 (2015) 年大法廷判決 (衆);④平成 25 (2013) 年大法廷判決 (衆)の各判示内容に照らし、【国勢調査人口の各選挙区間の最大人口較差・1.999 倍に設定した「本件区割規定」「改定案」勧告に基づく「本件区割規定」が、「本件選挙日」で、各選挙区間の最大人口較差・2倍以上となり、「違憲状態」となること】を容易に知り得た、と解される。

よって、被告の上記主張は立たない。

9 (本書21~22頁)

原告らは、原告準備書面(1)第1章第57(2) (同書46~47頁) の千葉勝美元最高裁判事の論考の記述の中の「仮に、次回選挙までに較差是正の実現という将来的な立法対応がされるという本判決の前提が崩れ、較差拡大が放置されたまま選挙を迎える事態になった場合には、国会は較差是正のために自ら定めた期間での必要な努力を怠ったということになって、最高裁としては、もはや、従前のよ

うに「合理的期間を徒遇した」か否かを改めて検討する余地はなく、直ちに「違憲」と判断することが可能になったものともいえよう。」 (強調 引用者) を援用するとともに、同元判事の同記述を概ねなぞって、下記(1)~(2)のとおり主張する。

(1) 「本件選挙」(但し、令和 6.10.27 衆院選)について言えば、本件「選挙 (ここでは、令和 6.10.27 衆院選とする。原告ら注)までに較差是正の実現 という将来的な立法対応がされるという本判決(但し、ここでは、令和 5 年 大法廷判決(衆)とする。原告ら注)の前提が崩れ、較差拡大(但し、本件 選挙(但し、令和 6.10.27 衆院選)では、各選挙区間の最大有権者数較差が 「2倍以上」たる 2.059 倍となること。原告ら注)が放置されたまま選挙を 迎える事態になった場合」に該当するので、

「国会は、較差是正のために自ら定めた期間(即ち、本件選挙日(但し、令和 6.10.27 衆院選) 迄の期間 原告ら注)での必要な努力を怠ったということになって、最高裁としては、もはや、従前のように「合理的期間を徒過した」か否かを改めて検討する余地はなく、直ちに「違憲」と判断」 (強調 原告6) すべきである。

(2) 以上の理由により、上記8 (本書20~21 頁) の被告の主張は、立たない。

以上